

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

令和4年度社会福祉施設等の整備方針について〔高齢者福祉関連分〕

保健医療介護部介護保険課

令和4年度高齢者福祉施設等に関する整備方針について

1 基本的な考え方

令和4年度の高齢者福祉施設等の整備については、市町村等における老人福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを踏まえて策定された第9次の「福岡県高齢者保健福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度。以下「第9次計画」という。）に基づいて行うこととします。

2 介護保険施設の整備について

(1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

※老人福祉法第20条の5に規定（介護老人福祉施設は介護保険法第8条第27項に規定）

要介護3以上の人及び要介護1又は要介護2の人であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情があると認められる人を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。

第9次計画において、整備の必要性が認められる圏域について、整備を進めます（ユニット型を基本とします。）。

*ユニット型とは、全室個室で、ユニットケアを行うものをいいます。

ユニットケアとは、入所者を10人程度のグループに分けて、一つの生活単位（ユニット）として、居宅に近い居住環境で介護を行うものです。

(2) 介護老人保健施設 ※介護保険法第8条第28項に規定

病状が安定期にある要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその能力に応じて自立した生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指す施設です。

第9次計画において、新たな整備は行いません。

(3) 特定施設入居者生活介護 ※介護保険法第8条第11項に規定

有料老人ホーム等に入居している要介護者に対して、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等の日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の世話を提供します。

第9次計画において、整備の必要性が認められる圏域について、整備を進めます。

(4) 介護医療院 ※介護保険法第8条第29項に規定

病状が比較的安定期にある要介護者であって、長期にわたり療養が必要である者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設です。

第9次計画において、新たな整備は行わず、介護療養病床及び医療療養病床からの転換を進めます。

3 介護保険施設以外の施設の整備について

(1) 養護老人ホーム ※老人福祉法第20条の4に規定

原則として65歳以上の高齢者であって、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させる施設です。

第9次計画において、新たな整備は行いません。

(2) 軽費老人ホーム ※老人福祉法第20条の6に規定

60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）で、かつ、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を、無料又は低額な料金で入所させる施設です。入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行います。

第9次計画において、新たな整備は行いません。

4 施設の改築及び改修について

老朽化が著しい施設等で、入所者等の安全の確保及び入所者の居住環境の改善等の観点から、施設の改築又は改修の必要性が認められ、かつ、緊急性の高いものの整備を進めます。

また、地域住民との交流や入所者の処遇向上、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースの整備についても進めます。

さらに、特別養護老人ホームの多床室における居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修についても進めます。

福岡県高齢者保健福祉計画（第9次）における整備計画

- 別表1 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）整備計画・・・P 1
- 別表2 介護老人保健施設整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 別表3 特定施設入居者生活介護整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・P 3

(別表1)

福岡県高齢者保健福祉計画（第9次）における特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備計画

高齢者保健福祉圏域	令和2年度末		令和3年度整備計画数(床)	令和4年度整備計画数(床)	令和5年度整備計画数(床)	令和3～5年度の整備計画数の計(床)	令和5年度末整備目標数(床)
	施設数(箇所)	定員数(床)					
福岡・糸島	77	5,928	120		120	240	6,168
福岡市	73	5,648	120		120	240	5,888
福岡市分を除いたもの	4	280					280
糟屋	16	850					850
宗像	12	594		50		50	644
筑紫	15	1,163					1,163
朝倉	11	630					630
久留米	25	1,310					1,310
久留米市	9	560					560
久留米市分を除いたもの	16	750					750
八女・筑後	15	955					955
有明	23	1,260					1,260
飯塚	23	1,200					1,200
直方・鞍手	12	730					730
田川	24	1,530		60		60	1,590
北九州	71	5,699		84		84	5,783
北九州市	59	4,849		84		84	4,933
北九州市分を除いたもの	12	850					850
京築	18	1,008					1,008
政令市分	132	10,497	120	84	120	324	10,821
中核市分	9	560					560
県分	201	11,800		110		110	11,910
合計	342	22,857	120	194	120	434	23,291

※福岡市は、介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を分けて整備計画数を定めていないため、介護老人福祉施設に数字をまとめて計上している。

(別表2)

福岡県高齢者保健福祉計画（第9次）における介護老人保健施設の整備計画

高齢者保健 福祉圏域	令和2年度末		令和3年度 整備計画数 (床)	令和4年度 整備計画数 (床)	令和5年度 整備計画数 (床)	令和3～5 年度の整備 計画数の計 (床)	令和5年度末 整備目標数 (床)
	施設数 (箇所)	定員数 (床)					
福岡・糸島	33	2,994					2,994
福岡市	27	2,608					2,608
福岡市分を除いたもの	6	386					386
糟屋	6	555					555
宗像	4	350					350
筑紫	8	660					660
朝倉	6	528					528
久留米	14	1,270					1,270
久留米市	8	700					700
久留米市分を除いたもの	6	570					570
八女・筑後	7	572					572
有明	14	1,118					1,118
飯塚	9	790					790
直方・鞍手	11	684					684
田川	10	760					760
北九州	42	3,419					3,419
北九州市	35	2,840					2,840
北九州市分を除いたもの	7	579					579
京築	12	992					992
政令市	62	5,448					5,448
中核市	8	700					700
県分	106	8,544					8,544
合計	176	14,692					14,692

(別表3)

福岡県高齢者保健福祉計画（第9次）における特定施設入居者生活介護の整備計画

高齢者保健福祉圏域	区分	令和2年度末		第9次計画における整備計画数				令和5年度末 整備目標数(床)
		施設数(施設)	定員数(床)	令和3年度整備 計画数(床)	令和4年度整備 計画数(床)	令和5年度整備 計画数(床)	令和3～5年度の整備 計画数の計(床)	
福岡・糸島	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混合型	61	4,259	0	0	0	0	4,259
	計	61	4,259	0	0	0	0	4,259
福岡市	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混合型	60	4,235	0	0	0	0	4,235
	計	60	4,235	0	0	0	0	4,235
福岡市分を除いたもの	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混合型	1	24	0	0	0	0	24
	計	1	24	0	0	0	0	24
糟屋	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混合型	9	489	0	0	0	0	489
	計	9	489	0	0	0	0	489
宗像	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混合型	5	326	0	0	0	0	326
	計	5	326	0	0	0	0	326
筑紫	介護専用型	2	160	0	0	0	0	160
	混合型	17	908	0	0	60	60	968
	計	19	1,068	0	0	60	60	1,128
朝倉	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混合型	1	43	0	0	0	0	43
	計	1	43	0	0	0	0	43
久留米	介護専用型	1	30	0	0	0	0	30
	混合型	16	583	0	0	0	0	583
	計	17	613	0	0	0	0	613
久留米市	介護専用型	1	30	0	0	0	0	30
	混合型	12	475	0	0	0	0	475
	計	13	505	0	0	0	0	505
久留米市分を除いたもの	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混合型	4	108	0	0	0	0	108
	計	4	108	0	0	0	0	108
八女・筑後	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混合型	3	124	0	0	0	0	124
	計	3	124	0	0	0	0	124
有明	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混合型	10	286	0	0	0	0	286
	計	10	286	0	0	0	0	286
飯塚	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混合型	10	378	0	0	0	0	378
	計	10	378	0	0	0	0	378
直方・鞍手	介護専用型	4	173	0	0	0	0	173
	混合型	8	479	0	0	0	0	479
	計	12	652	0	0	0	0	652
田川	介護専用型	1	70	52	0	0	52	122
	混合型	6	272	0	0	0	0	272
	計	7	342	52	0	0	52	394
北九州	介護専用型	1	50	0	0	0	0	50
	混合型	55	3,361	0	0	0	0	3,361
	計	56	3,411	0	0	0	0	3,411
北九州市	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混合型	50	3,082	0	0	0	0	3,082
	計	50	3,082	0	0	0	0	3,082
北九州市分を除いたもの	介護専用型	1	50	0	0	0	0	50
	混合型	5	279	0	0	0	0	279
	計	6	329	0	0	0	0	329
京築	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混合型	16	845	20	30	0	50	895
	計	16	845	20	30	0	50	895
政令市分	介護専用型	0	0	0	0	0	0	0
	混合型	110	7,317	0	0	0	0	7,317
	計	110	7,317	0	0	0	0	7,317
中核市分	介護専用型	1	30	0	0	0	0	30
	混合型	12	475	0	0	0	0	475
	計	13	505	0	0	0	0	505
県分計	介護専用型	8	453	52	0	0	52	505
	混合型	95	4,561	20	30	60	110	4,671
	計	103	5,014	72	30	60	162	5,176
合計	介護専用型	9	483	52	0	0	52	535
	混合型	217	12,353	20	30	60	110	12,463
	計	226	12,836	72	30	60	162	12,998

※養護老人ホームの特定施設入居者生活介護事業者の指定については、整備計画数の対象とせず、市町村と調整を図りながら進める。

※介護専用型：入所定員30人以上で、入居者が要介護者及びその配偶者等に限られるもの。

※混合型：入居者が要介護者及びその配偶者等に限られないもの。